

個人が 寄付される 場合

寄付金に対する税制上の優遇措置について

本学園は文部科学省より寄付金控除の対象となる証明を受けているため、個人・法人を問わず、税制上の優遇措置を受けることができます。

寄付金の募集について文部科学省から「税額控除対象法人」及び「特定公益増進法人」としての証明書交付を受けております。本学園にご寄付をいただいた場合は、所得税の計算において優遇措置が認められており、所得税の「税額控除」または「所得控除」のいずれかを選択いただくことにより一定額の控除を受けることができます。

① 税額控除方式

所得税率に関係なく所得税から直接控除されるため、多くの方において、② 所得控除方式と比較して減税効果が大きくなります。

② 所得控除方式

所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合には減税効果が大きくなります。

控除イメージ（寄付金3万円、所得税率20%の場合）

3万円
寄付

メリットが
大きい方を
選択

① 税額控除方式

寄付金合計額 控除率 控除額
 $(3\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = 11,200\text{円}$

② 所得控除方式

寄付金合計額 所得税率 控除額
 $(3\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 20\% = 5,600\text{円}$

※1：年間所得金額の40%に相当する額が限度となります。

※2：控除額は、所得税額の25%が限度となります。

※3：所得税率は年間の所得金額によって異なります。

減税額の目安（所得税率20%の場合）

寄付金額	5万円	10万円	50万円	100万円
税額控除方式	19,200円	39,200円	199,200円	399,200円
所得控除方式	9,600円	19,600円	99,600円	199,600円

【寄付控除を受けるための手続きについて】

所得税の寄付金控除と個人住民税の寄付金控除の適用を受けるには、ご寄付をいただいた翌年の確定申告期間中に本学より発行された「領収書」と「税額控除に係る証明書（写）」又は「特定公益増進法人であることの証明書（写）」の証明書を添えて、所轄税務署で確定申告してください。



学校法人

大阪産業大学

学校法人 大阪産業大学 総務部 総務・企画課

〒574-8530 大阪府大東市中垣内3-1-1

TEL：072-875-3001（大代表） FAX：072-871-1253

大阪産業大学・大阪産業大学附属高等学校・大阪桐蔭中学校高等学校

法人が 寄付される 場合

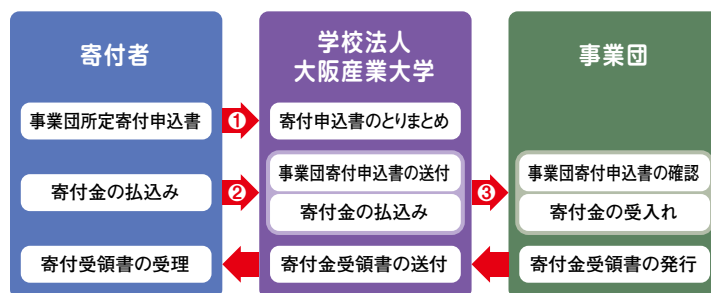
寄付金に対する税制上の優遇措置について

本学園は文部科学省より寄付金控除の対象となる証明を受けているため、個人・法人を問わず、税制上の優遇措置を受けることができます。

本学園に対する寄付金については、寄付金額を当該事業年度の損金の額に算入することができます。損金算入の方法には「受配者指定寄付金」と「特定公益増進法人に対する寄付金」の2種類があり、ともに税の優遇措置がみとめられております。

① 受配者指定寄付金

日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という）を通じて寄付者（企業等）が指定した学校法人へ寄付していただく制度で、**寄付金の全額を損金として算入することがみとめられています**。この税法上の優遇措置を受けるためには、事業団宛てに申し込み手続きをする必要がありますが、事業団への手続きは本学園で行いますので、お問い合わせください。



※なお、損金算入手続きには、事業団が発行する「寄付金受領書」が必要となります。この書類は、本学園を経由して寄付者（企業等）に送付いたします。

【お願い】

寄付金を事業団が受領した日は、受入期間内において事業団指定銀行の口座に寄付金が入金された日となります。したがって、寄付者である会社等法人の寄付金を支出した日の属する事業年度（決算日）を過ぎてしまいますと、寄付者はその年度の損金算入が認められなくなりますので、決算日にご注意いただくと共に、本学園への寄付申込書の送付ならびに送金につきましては当該決算日より最低1ヶ月以上前になりますようご協力をお願いいたします。

② 特定公益増進法人に対する寄付金

法人様（企業等）が本学園に寄付された場合、特定公益増進法人に対する寄付金として、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で損金として算入できます。

本学園から発行された「領収書」と「特定公益増進法人であることの証明書（写）」によって税制上の優遇措置の手続きを行うことができます。

特定公益増進法人に対する 寄付金の特別損金算入限度額の計算方法

$(\text{資本金の額} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 50\% = \text{損金算入限度額}$

※なお、法人様（企業等）が損金として支出した寄付金で、その寄付金の支出の相手方、目的等からみてその法人の役員個人が負担すべきものと認められるものは、その役員に対する給与として取り扱われますのでご注意ください



学校法人

大阪産業大学

学校法人 大阪産業大学 総務部 総務・企画課

〒574-8530 大阪府大東市中垣内3-1-1

TEL：072-875-3001（大代表） FAX：072-871-1253

大阪産業大学・大阪産業大学附属高等学校・大阪桐蔭中学校高等学校